

委第2号議案

ふじみ野市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及びふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月1日

提出者      ふじみ野市議会運営委員会  
                 委員長 小 高 時 男

ふじみ野市議会  
議 長 小 林 憲 人 様

提案理由

女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議会の欠席に関する規定を明記し、及び条文の整理をするため、ふじみ野市議会会議規則の一部を改正したいので、この案を提出するものである。

## ふじみ野市議会会議規則の一部を改正する規則

ふじみ野市議会会議規則（平成17年ふじみ野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「傷病、出産その他の事由により」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条中「傷病、出産その他の事由により」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第139条第1項中「（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。